



許可番号 第04321020722号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

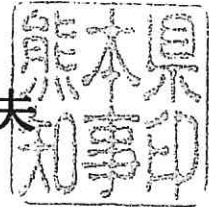
氏名 株式会社星山建設工業  
代表取締役 星山 敬宣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

再複写禁止

NO COPY

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 令和元年11月18日  
(2019年)許可の有効年月日 令和6年10月31日  
(2024年)

## 1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理業	破砕・分級	金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破砕（移動式）	同上
	破砕①	木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破砕②	紙くず（廃石膏ボードに付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃石膏ボードに付着するものに限る。）（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
破砕・分級	熊本県合志市福原字飯高3113番地28外	令和元年 (2019年)10月15日 令和元年 (2019年)10月1日 設置許可 第中-281号	がれき類： 438.4t/日(8h) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず： 438.4t/日(8h)
破砕 (移動式)	熊本県内一円(熊本市を除く。)駐機場所：熊本県合志市福原字飯高3122番地3	平成19年 (2007年)12月20日 平成19年 (2007年)12月12日 設置許可 第中-195号	680t/日(8h)

(裏面へ続く)

再複写禁止

(裏面)

NO COPY

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
破砕①	熊本県合志市福原字飯高3113番地28外	平成22年 (2010年)2月22日 (平成21年 (2009年)7月8日 設置許可 第中-210号)	64t/日(8h)
破砕②	熊本県合志市福原字飯高3113番地28外	平成22年 (2010年)2月22日	4.59t/日(8h)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
- (3) 再生品等の出荷状況報告書を毎月、翌月の10日までに報告すること。
- (4) 移動式破砕施設の使用は、工事作業を行う排出現場内に限ること。
- (5) 移動式破砕施設の使用時間は、午前8時から午後6時までとすること。
- (6) 移動式破砕施設は、原則として日曜、祝祭日は使用しないこと。
- (7) 廃石膏ボードの破砕物については、石綿の含有率及び有害物質等の溶出試験を年4回以上行い、測定結果をその都度熊本県に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成11年(1999年)11月1日付けで新規許可
- (2) 平成16年(2004年)7月16日付けの変更届出により名称変更  
(旧名称: 有限会社星山建設工業)
- (3) 平成16年(2004年)11月22日付けで更新許可
- (4) 平成20年(2008年)1月30日付けの変更届出により破砕(移動式)施設(平成19年(2007年)12月12日、設置許可 第中-195号)を追
- (5) 平成21年(2009年)9月8日付けで更新許可
- (6) 平成22年(2010年)4月19日付けで事業範囲変更許可(処理方式に「破砕・分級」及び「破砕①、②」を追加並びに取り扱う産業廃棄物の種類として「木くず」及び「紙くず」を追加。)
- (7) 平成26年(2014年)10月16日付けで更新許可
- (8) 平成30年(2018年)6月25日付けの変更届出により住所変更(旧住所: 熊本県熊本市北区龍田町弓削1030番地2)
- (9) 令和元年(2019年)10月31日付けの変更届出により破砕・分級施設を入替(平成22年(2010年)1月29日 旧設置場所: 熊本県熊本県合志市福原字飯高3113番地28外、旧設置許可 第中-216号 旧処理能力: 304t/日(8h))
- (10) 令和元年(2019年)11月18日付けで更新許可
- (11) 令和2年(2020年)9月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 星山相淳)

5. 規則10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

名称 株式会社星山建設工業

代表者氏名 代表取締役 星山 敬宣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 大西 一



許可の年月日

令和2年(2020年)10月26日

許可の有効年月日

令和7年(2025年)10月25日

## 1. 事業の範囲

事業区分		産業廃棄物の種類
中間処理業	破碎・選別	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白

以下余白

再複写禁止

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり。

以下余白

NO COPY

## 3. 許可の条件

裏面のとおり。

以下余白

## 4. 許可の更新・変更の状況

裏面のとおり。

以下余白

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

「有」

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 設置許可対象施設

【設置場所：熊本県合志市福原3113番35（駐機場）】

施設の種類	型式	産業廃棄物の種類	処理能力	設置年月日
				許可年月日 (許可番号)
破碎・選別 (移動式)	BR380JG-1E0	金属くず、ガラスくず、コン クリートくず及び陶磁器く ず、がれき類 以下余白	680t/日 (8H)	平成19年(2007年) 9月28日
				平成19年(2007年) 9月28日 (第0703号)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 施設の稼働に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準を遵守するとともに、粉塵等により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (2) 日の出前若しくは日没後の作業は行わないこと。
- (3) 施設の使用は、排出事業所内（排出現場）のみで行うこと。
- (4) 中間処理産業廃棄物は当該移動式施設を稼働する排出事業所以外の場所に保管しないこと。

以下余白

4. 許可の更新・変更の状況

平成27年(2015年)10月26日 許可の更新

令和2年(2020年)9月18日 代表者、住所及び駐機場の変更(旧駐機場：熊本県合志市福原3122番3)

令和2年(2020年)10月26日 許可の更新

以下余白

**再複写禁止 NO COPY**

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本市北区弓削一丁目16番34号

氏名 株式会社星山建設工業

代表取締役 星山 敬宣

再複写禁止

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 令和 元年 8 月 10 日

許可の有効年月日 令和 6 年 8 月 9 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎（移動式））：がれき類 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設（移動式）：保管場所 熊本県合志市福原字飯高3113番35

設置年月日 平成21年5月25日

処理能力（出口セット（O.S.S）50mm） 680t/日（8時間）

許可年月日 平成21年3月25日

許可番号 第548号

以下余白

3. 許可の条件

（1）破碎処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

（2）破碎施設については、出口セット（O.S.S）を50mm以下として使用すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 8月10日 更新許可

令和 元年 8月10日 更新許可

令和 2年 9月 9日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

氏名 株式会社星山建設工業

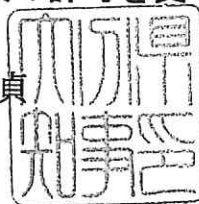
代表取締役 星山 敬宣

再複写禁止

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和元年5月26日

許可の有効年月日 令和6年5月25日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理(破砕) 以下余白

## 産業廃棄物の種類

破砕

ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない)、がれき類

(以上2種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含まない:石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 施設の種類の種類

破砕施設(移動式)

保管場所

熊本県合志市福原字飯高3113番28、3113番31、3113番32、3113番35

許可年月日

平成21年3月16日

許可番号

廃対第3号-16

設置年月日

平成21年4月20日

処理能力

680.0t/日(8時間)

産廃の種類

ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない)、がれき類

## 3. 許可の条件

移動式施設の使用は、大分県内(大分市を除く)の処理対象の廃棄物の排出現場内に限る。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年5月26日

産業廃棄物処分業許可

平成26年4月28日

変更届(事務所、株主)

平成26年5月26日

産業廃棄物処分業更新許可

平成31年4月24日

変更届(住所、役員)

令和元年5月26日

産業廃棄物処分業更新許可

令和2年9月9日

変更届(代表者)

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 第04524020722号

産業廃棄物処分業許可証

再複写禁止

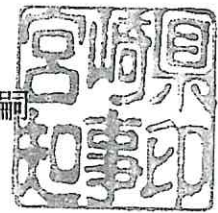
住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

NO COPY

氏名 株式会社星山建設工業 代表取締役 星山 敬宣  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和2年1月21日

許可の有効年月日 令和7年1月20日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理業（破砕）

産業廃棄物の種類

がれき類（コンクリート及びアスファルト・コンクリートの破片に限る。）

以上1種類でこのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無



## 産業廃棄物処分業許可証

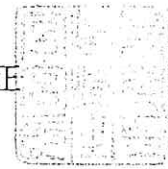
再複写禁止

住 所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号  
氏 名 株式会社星山建設工業  
代表取締役 星山 敬宣

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎市長 戸 敷 正



許可の年月日 令和 元年10月28日  
許可の有効年月日 令和 6年10月28日

## 1 事業の範囲

事業の区分 中間処理業 破碎（移動式）

産業廃棄物の種類

がれき類（再生利用可能なコンクリートがら及びアスファルト・コンクリートがらに限る。）  
以上1種類でこのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

## 2 事業の用に供するすべての施設

種 類	がれき類の破碎施設（移動式）
設 置 場 所	宮崎市内の各建設工事現場
設 置 年 月 日	平成21年10月1日
処 理 能 力	680トン/日
許 可 年 月 日	平成21年8月3日
許 可 番 号	産廃0901
処 理 方 式	ジョークラッシャ方式
構造及び設備の概要	(株)小松製作所製 BR380JG-1型

## 3 許可の条件

処理するがれき類は建設工事に伴い発生したものに限り、当該現場内で処理すること。

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成21年10月28日 新規許可

平成26年10月28日 更新許可

令和 元年 9月12日 変 更 届 住所（熊本市北区龍田町弓削 1030 番地 2 から  
熊本市北区弓削 1 丁目 16 番 34 号へ）

令和 元年 10月28日 更新許可

令和 2年 9月10日 変 更 届 代表者の変更（星山相淳から星山敬宣へ）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

**再複写禁止**

氏名 株式会社星山建設工業  
代表取締役 星山 敬宣

**NO COPY**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和 2 年 9 月 11 日  
( 2020 年 )  
許可の有効年月日 令和 7 年 4 月 12 日  
( 2025 年 )

## 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
紙くず	—	—	—
木くず	—	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
鋳さい	—	—	—
がれき類	○	—	—
ばいじん	—	—	○
燃え殻	—	—	○
汚泥	—	—	○
廃油	—	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
廃プラスチック類	○	○	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含む)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
紙くず	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—
廃プラスチック類	—	○	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「有」

積替え又は保管を行う場所の所在地	①及び②:熊本県合志市福原字飯高3113番28 外4筆
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	①金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類(これらのうち水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光灯に限り、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) ②紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうち廃石膏ボードに限り、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
積替えのための保管上限	①:0.504m <sup>3</sup> ②:14m <sup>3</sup>
面積	①:2.738m <sup>2</sup> ②:20m <sup>2</sup>
積み上げることができる高さ	①:0.228m ②:0.7m

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。  
(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

再複写禁止

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成2年(1990年)4月13日付けで新規許可  
(2) 平成7年(1995年)5月19日付けで更新許可  
(3) 平成12年(2000年)4月13日付けで更新許可  
(4) 平成14年(2002年)1月23日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「紙くず」及び「繊維くず」を追加。)  
(5) 平成16年(2004年)7月16日付けの変更届出により名称変更(旧名称:有限会社星山建設工業)  
(6) 平成17年(2005年)4月28日付けで更新許可  
(7) 平成18年(2006年)8月7日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「動植物性残さ」「銹さい」「ばいじん」「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」及び「廃アルカリ」を追加。)  
(8) 平成22年(2010年)4月14日付けで更新許可  
(9) 平成27年(2015年)3月18日付けで更新許可  
(10) 平成29年(2017年)11月10日付けの変更届出により住所変更(旧住所:熊本県熊本市北区龍田町弓削1030番地2)  
(11) 令和2年(2020年)4月13日付けで更新許可  
(12) 令和2年(2020年)9月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:星山 相淳)  
(13) 令和2年(2020年)9月11日付けで事業範囲の変更許可(積替え又は保管行為を行う産業廃棄物の種類として「紙くず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」を追加し、「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」に「水銀使用製品産業廃棄物」を追加。)

NO COPY

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本市北区弓削一丁目16番34号

氏 名 株式会社星山建設工業  
代表取締役 星山 敬宣

再複写禁止

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服 部 誠 太 郎



許 可 の 年 月 日 令和 3年 8月 30日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 8月 29日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。)(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上8品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 8月30日 更新許可

平成28年 8月30日 更新許可

令和 元年 7月16日 変更届出により取扱品目(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)の明記

令和 3年 6月 4日 変更許可により取扱品目(廃プラスチック類、ガラスくず等)の限定の変更及び取扱品目(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)の限定の解除

令和 3年 8月30日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・  無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

(裏面)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

**再複写禁止** **NO COPY**

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

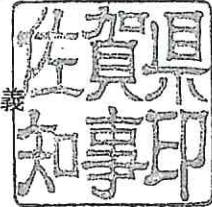
再複写禁止

氏 名 株式会社星山建設工業  
代表取締役 星山 敬宣

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年(2020年)11月8日  
許可の有効年月日 令和7年(2025年)11月7日

### 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、  
鉱さい、がれき類及びばいじん並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリート  
くず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上16種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を  
行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和 2年 11月 8日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無  
余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  
無

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

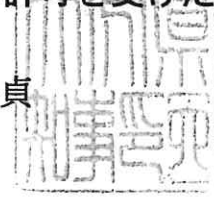
住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号  
氏名 株式会社星山建設工業  
代表取締役 星山 敬宣

再複写禁止

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和4年11月6日

許可の有効年月日 令和9年11月5日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

### 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、鋳さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）

積替え又は保管行為を含まない。

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年11月6日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成22年5月20日	変更届（運搬施設）
平成23年3月30日	変更届（運搬施設）
平成24年10月23日	変更届（運搬施設、株主、事務所、事業場）
平成24年11月6日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成26年4月28日	変更届（株主、事務所）
平成29年10月31日	変更届（役員、運搬施設）
平成29年11月6日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成31年4月24日	変更届（住所、役員）
令和2年9月9日	変更届（代表者）
令和4年10月3日	変更届（運搬施設）
令和4年10月11日	変更届（株主）
令和4年11月6日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無  
市名

有・無 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

氏名 株式会社星山建設工業 代表取締役 星山 敬宣

再複写禁止

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日

令和 4年 2月 23日

許可の有効年月日

令和 9年 2月 22日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（水銀含有ばいじん等を除く。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上8種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う  
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 2月23日 新規許可

平成29年 2月23日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第04504020722号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号

氏名 株式会社星山建設工業 代表取締役 星山 敬宣  
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

**再複製禁止**

**NO COPY**

宮崎県知事 河野 俊 嗣



許可の年月日 令和5年6月23日

許可の有効年月日 令和10年6月22日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え・保管の有無 なし

### 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
以上8種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成20年6月23日 第04508020722号	新規許可
平成25年5月27日	変更届出 (事業場の変更)
平成25年6月23日 第04508020722号	更新許可
平成30年6月21日	変更届出 (住所の変更及び政令改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物の追加)
平成30年6月23日 第04508020722号	更新許可
令和2年9月10日 第04504020722号	変更届出 (代表者の変更)
令和5年6月23日 第04504020722号	更新許可 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 熊本県合志市福原字飯高3122番地3

電話番号：096-248-7550

[事業場] 熊本県合志市福原字飯高3113番地32、35

電話番号：096-248-7550

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)の規定を遵守すること。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号  
氏 名 株式会社星山建設工業  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 星山敬宣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

再複写禁止

NO COPY

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 令和元年6月7日

許可の有効年月日 令和6年6月6日

## 1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	令和元年6月7日	
変更届出	令和2年9月9日	法人の代表者を「星山相淳」から「星山敬宣」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有  無6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有  無

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

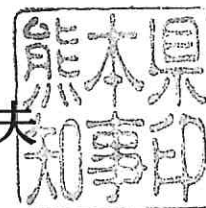
住所 熊本県熊本市北区弓削一丁目16番34号  
 氏名 株式会社星山建設工業  
 代表取締役 星山 敬宣

再複写禁止

NO COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和3年（2021年）9月2日

許可の有効年月日 令和8年（2026年）8月21日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	(特記事項)	積替 保管
廃石綿等	-	-

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成18年（2006年）8月22日付けで新規許可
- (2) 平成23年（2011年）8月22日付けで更新許可
- (3) 平成28年（2016年）8月26日付けで更新許可
- (4) 平成30年（2018年）6月25日付けの変更届出により住所変更（旧住所：熊本県熊本市北区龍田町弓削1030番地2）
- (5) 令和2年（2020年）9月8日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：星山 相淳）
- (6) 令和3年（2021年）9月2日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考